

(別紙)

高知県社会福祉大会会長表彰 推薦事務Q & A

H29.7

Q 1. 表彰要領第4条に「すでにこれと同程度以上の表彰を受けている者は、これを除くものとする」とあるが、叙勲・褒章の受章者はエントリーできるか。

A 1. 叙勲・褒章は、国がその個人の功績を公的に顕彰するものであり、表彰要領第4条の「同程度以上の表彰」に該当します。

叙勲は生涯にわたる国家又は公共に対する功労を総合的に評価して行われることから、その主たる功績が社会福祉分野以外であっても、原則として会長表彰の対象から除かれます。

褒章は特定分野の事業に関し、公共の福祉等を増進し、優れた事績を上げたことを評価して行われることから、社会福祉関係で藍綬褒章または黄綬褒章を受けたものが会長表彰の対象から除かれます。

Q 2. 表彰要領第4条で、会長表彰を受けるためには大会会長の感謝状を受賞していることが資格要件となっているが、大会会長の感謝状と同等と見なされる他の表彰を受けていることで、資格要件を満たすと認められる場合があると解釈してよいか。またその場合、大会会長の感謝状と同等と見なされる他の表彰とはどのような表彰か。

A 2. 前段についてはお見込みのとおりです。

後段については、過去の表彰審査委員会において同等と見なされた表彰の例として「全国民生委員児童委員大会永年勤続表彰」「社会就労センター全国大会永年勤続表彰」「日本知的障害者福祉会知的障害者福祉事業功労者表彰等があります。永年勤続表彰という名称であっても、選考による授賞するものについては、感謝と同等と見なしています。

Q 3. 以前に感謝を受賞しているが、その時の表彰区分は民生委員・児童委員であった。今回、市町村社協の役員として大会長表彰にエントリーできるか。

A 3. 表彰及び感謝については、それぞれの表彰区分において行うため、今回市町村社協の役員として推薦されるのであれば、まず市町村社協での表彰区分で感謝にエントリーしていただくことになります。

Q 4. 市町村合併の影響で市町村社協から社会福祉法人へ事業移管された。社会福祉法人では在任年数が不足するため資格要件を満たさないが、市町村社協時代の年数を通算すれば資格要件を満たす。通算して社会福祉施設、社会福祉事業団体の表彰区分でエントリーできるか。

A 4. 市町村合併による事業移管により経営母体が変更した場合は、通算して社会福祉施設、社会福祉事業団体の表彰区分にエントリーできます。

また、公立保育所の民間移管により母体が市町村社協に移管されたケース等も、保育士としての在任年数を通算して「社会福祉施設、社会福祉事業団体」の表彰区分でエントリーしてください。

ただし、前職場での在任年数については、就労証明や厚生年金加入記録など、自己申告だけではなく公的に証明できる書類で確認をしてください。

Q 5. 「公の社会福祉施設の場合は、事務職員は除く」とあるが、なぜ事務職員は表彰対象とならないのか。

A 5. 本表彰では、公立施設については直接処遇をしているいわゆる現業職の職員を表彰対象としているため、事務職員は対象としていません。

Q 6. 表彰要領第4条(1) 民生委員・児童委員のイの役職の範囲に、監事は含まれるか。

A 6. 監事は役員ではあるが理事と性質が違うこと、また法人格がない民協の監事を法人格がある市町村社協の監事と同等には見なせないということから、ここでいう役職には含まれません。